

ID: 231

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例 第8条		
例規番号	平成10年 条例第27号		
<p>【根拠条文】 (負担金の徴収猶予) 第八条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、負担金の徴収を猶予することができる。 一 受益者の所有又は地上権等を有する土地が係争中であるため、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。 二 受益者の所有又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。 三 受益者に災害、その他の事由が生じたことにより負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 四 その他特に負担金の徴収を猶予する必要があると認められるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第13条第2項の規定による。 (徴収猶予) 第十三条 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、別表第一の下水道事業受益者負担金徴収猶予基準に基づき審査決定し、その結果を下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書(別記様式第六号)により当該受益者に通知するものとする。ただし、この申請に係る決定が負担金を賦課する前になされた場合においては、第六条に規定する下水道事業受益者負担金決定通知書をもってこれを兼ねるものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日